

# 浄化槽を使用しなくなった時は。



浄化槽を使用しなくなった場合は、使用の休止届出が必要です。

※浄化槽法の改正により、令和2年4月1日から浄化槽の使用の休止・再開の届出制度が開始しました。

## 浄化槽休止届出の必要性判断のフロー図

Q 今後トイレや風呂・台所排水などの浄化槽に接続される排水設備を使用する可能性がありますか？

ある・不明

なし

Q 家屋の解体等に伴い浄化槽を撤去しますか又は撤去しましたか？

する・した

A 使用廃止届出書を提出してください。

撤去の予定は不明

A 使用休止届出書を提出してください。

概ね1年以上

Q 今後トイレや風呂・台所排水などの浄化槽に接続される排水設備を使用しない期間はどのくらいですか？

1年以内又は不明

A そのまま浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査を所定の時期に実施）の継続が必要です。

## 浄化槽の使用休止手続きの流れ

浄化槽の休止期間中は、「保守点検・清掃・法定検査」の義務が免除されます。

- ①浄化槽清掃業者に浄化槽の使用休止のための清掃を依頼してください。
- ②浄化槽保守点検業者に消毒剤の撤去を依頼してください。
- ③浄化槽使用休止届出書を提出してください。

【添付書類】 使用休止のための清掃の記録

※浄化槽の使用を再開する場合は、浄化槽保守点検業者に連絡し、浄化槽使用再開のための保守点検を実施したうえで、浄化槽使用再開届出書を提出してください。

- 【添付書類】
- ・使用再開前の浄化槽保守点検記録票の写し
  - ・浄化槽保守点検業者及び清掃業者との委託契約書の写し

## 浄化槽の廃止手続きの流れ

- ①浄化槽清掃業者に浄化槽の使用廃止のための清掃を依頼してください。
- ②清掃が完了したら浄化槽使用廃止届出書を提出してください。

届出書の様式は、天草市HP 「浄化槽設置を予定しているみなさんへ」 からダウンロードできます。  
<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034244/index.html>



## 浄化槽の使用休止・廃止に関するQ&A

Q1	誰も住んではいないが、お盆や正月等の帰省時又は家屋の管理で2カ月に1回程度は、トイレや台所を使用している場合は、休止するべきか。
A1	休止をしてしまうと、浄化槽は使用できません。年に数回でもトイレや風呂・台所などの浄化槽に接続される排水設備を使用される場合は、排水が浄化槽に流入してしまうため、浄化槽の管理を継続する必要があります。休止届出は行なわず、所定の時期に保守点検・清掃・法定検査を実施してください。
Q2	現在、居住者が入院や施設に入所又は転勤等で長期に渡って家を空ける場合は、休止するべきか。
A2	目安として、1年以上浄化槽を使用しない場合は休止届出を行ってください。休止をしても、使用再開の手続きを行えば使用再開が可能ですので、使用しない期間が不明確な場合は休止していただいても構いません。休止・使用再開の手続きについては、表面に記載しておりますので、ご確認ください。
Q3	家屋（浄化槽も付随）を売却する場合は、浄化槽は休止又は廃止するべきか。
A3	売却後に期間を開けず浄化槽を使用する場合は、休止届出は行なわず浄化槽管理者（居住者）の変更及び保守点検・清掃契約の変更（契約者の変更）を行ってください。 ※浄化槽管理者の変更の手続き 変更後の浄化槽管理者（居住者）が「浄化槽管理者変更報告書」を下水道課へ提出してください。
Q4	空き家バンク等に登録し、賃貸又は売却する予定がある場合は、休止するべきか。
A4	A2A3の回答を参考に手続きを行ってください。
Q5	廃止届出を行うべきなのは、どのようなケースか。
A5	①今後浄化槽の使用がなく、浄化槽を撤去する（した）場合 ②単独処理浄化槽から合併浄化槽へ転換する際に単独処理浄化槽を撤去又は埋設する（した）場合